

若桜町男女共同参画プラン (第4次)

若 桜 町

目 次

プランの基本的な考え方

1. プラン策定の趣旨	1
2. プランの位置づけ	2
3. プランの期間	2
4. プランの推進体制	3
5. プランの体系	3

施策の基本的方向と具体的施策

1 働く場における男女共同参画の推進	
(1) だれもが活躍できる職場環境づくり	5
(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	5
(3) 企業等における女性活躍の推進	6
2 家庭における男女共同参画の推進	
(1) 家事、育児、介護等をともに支え合う意識の啓発	7
(2) 家庭生活への参画促進	8
(3) 子育て支援サービス等の充実	8
3 地域社会等における男女共同参画の推進	
(1) 地域活動や政策・方針決定過程への参画	9
(2) 地域に向けた普及啓発とリーダーの育成	10
(3) 防災・災害対応時の対応力向上	10
4 教育の場における男女共同参画の推進	
(1) 固定的性別役割分担意識の解消	12
(2) 教育・学習の充実	12
5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	
(1) 被害者に対する支援の推進	14
(2) 地域・行政・関係機関の連携強化	14
(3) 暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることの啓発	14
令和3年度若桜町男女共同参画意識調査 調査結果報告書	16

プランの基本的な考え方

1. プラン策定の趣旨

若桜町では、男女共同参画社会の実現に向け、平成 15 年 1 月に「若桜町男女共同参画プラン」を策定し、総合的かつ計画的に男女共同参画の取り組みを推進しています。

平成 22 年 12 月には「若桜町男女共同参画推進条例」を制定し、すべての人が性別に関わりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現と、心豊かで活力のある若桜町を目指しています。

また、平成 27 年 8 月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、仕事で活躍することを希望する女性が、個性や能力を發揮できる社会の実現を目指し、社会全体で取り組んでいくことが求められています。

現行の第 3 次若桜町男女共同参画プランでは、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取り組みを進めてきたところです。

令和 3 年に実施した男女共同参画意識調査結果では、制度や用語の認知度や家庭生活における分担意識などは高くなりつつあるものの、固定的性別役割分担意識や仕事と生活の希望と現実などには大きな乖離が見られ、これらの解消に向けた取り組みが重要となります。

さらに、平成 27 年 9 月に国連サミットで全会一致採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標を設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対し、様々な組織が取り組みを進めています。

これらの社会的情勢や本町の現状を勘案し、男女共同参画社会の形成を促進するため、第 4 次若桜町男女共同参画プラン（仮称）（以下「本プラン」という。）を策定し、総合的かつ計画的に施策を展開します。

2. プランの位置づけ

男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項及び若桜町男女共同参画推進条例第 8 条第 1 項に基づき、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」を踏まえたプランです。

プランの推進にあたっては、若桜町総合計画をはじめとする町の他の関連計画との連携・整合性を図ります。

また、この計画の一部については、女性活躍推進法第 6 条第 2 項の規定に基づく「市町村推進計画」並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく「市町村基本計画」に位置づけます。

さらに、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を踏まえ、本計画による取組が SDGs で設定された 17 のゴールの達成に資するものを関連付け、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して取り組みます。



3. プランの期間

令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とし、社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて適宜見直しを行います。

4. プランの推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて、幅広い視点を入れた協議を踏まえつつ、行政の各部局が連携して取り組んでいくため、担当課を事務局とする推進組織を設置します。

また、推進組織において、数値目標や具体的施策などプランの進捗状況を点検・評価し、必要に応じて見直しするなど、PDCAサイクルによる進行管理の構築を目指します。

5. プランの体系

基本目標と5つの重点目標を設け、男女共同参画の推進を図ります。

基本理念	重点項目		施策の基本的方向
だれもが互いに尊重し、認め合うことのできる共同参画社会づくり	1	働く場における男女共同参画の推進	(1)だれもが活躍できる職場環境づくり (2)仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (3)企業等における女性活躍の推進
	2	家庭における男女共同参画の推進	(1)家事、育児、介護等をともに支え合う意識の啓発 (2)家庭生活への参画促進 (3)子育て・介護支援サービス等の充実
	3	地域社会等における男女共同参画の推進	(1)地域活動や政策・方針決定過程への参画 (2)地域に向けた普及啓発とリーダーの育成 (3)防災・災害対応時の対応力向上
	4	教育の場における男女共同参画の推進	(1)固定的性別役割分担意識の解消 (2)教育・学習の充実
	5	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1)被害者に対する支援の推進 (2)地域・行政・関係機関の連携強化 (3)暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることの啓発

施策の基本的方向と具体的施策

1 働く場における男女共同参画の推進

【この取り組みが関連するSDGsのゴール】



【現状と課題】

平成27年の国勢調査によると、本町の生産年齢人口（15歳以上64歳未満）は1,569人で総人口3,269人の約48%、65歳以上の高齢者人口1,477人とほぼ同数値となっています。

また、産業別就業人口は1,528人と総人口の約48%が就業しており、その内訳は男性が約54%、女性が約46%となっています。

令和3年に実施した「若桜町男女共同参画意識調査」（以下「意識調査」という。）の結果によると、職場における男女の地位の平等感について、『男性のほうが優遇されている』（「男性のほうが非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」）と答えた割合は、全体で54.7%と前回の40.7%から14%増加しており、特に女性で顕著に増加しています。「平等である」と答えた割合は前回に比べて減少しました。

生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度の希望と現実について、男性は「家庭生活」を優先したい希望が高いが、現実には「仕事」を優先し、女性は「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」のバランスを優先したい希望が高いが、現実には「仕事」と「家庭生活」を優先しており、希望と現実の乖離が見られます。

男女の就労については、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」あるいは「女性は外で働き、男性は家庭を守る」という考え方に対する反対が増加し、「男性も女性も外で働き、ともに家庭を守る」という考え方に対する賛成が増加しています。また、女性が結婚や出産後も退職せずに働き続けるためには、前回調査に引き続き「パートナーの理解や家事・育児などへの参加」や「保育施設など子育てサービスの充実」、「企業経営者や職場の理解」が特に必要であると考える方が多くなっています。

職場における地位の平等感の解消に取り組むことで、ともに働く環境の改善を図り、生活の中でのバランスの希望と現実が少しでも近づくよう、家庭や職

場等での協力や支援を向上させていく必要があります。

(1) だれもが活躍できる職場環境づくり

働くことを希望するすべての人が仕事に就き、様々な面で平等に評価され、生き生きと働き続けることができる社会を目指すとともに、働きやすい職場づくりの推進を進め、一人ひとりが能力を発揮できる環境を整えることが必要です。

このため、就労の機会均等や働きやすい環境の整備を促進するため、その意欲を有する企業等の支援を県と連携しながら推進します。

さらに、子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう、支援制度の把握と情報提供等を行います。

【具体的施策】

- ・方針決定への女性の参画の拡大
- ・男女共同参画の視点に立った研修等を行う職場の支援
- ・多様な働き方の導入に向けた取り組みの支援と情報提供

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進については、企業経営者の意識や自主的な取り組みが必要となるため、県の取り組みである従業員の仕事と家庭の両立を応援する「イクボス」の啓発や働き方の確認、見直しを応援します。

また、パートナーの理解や家事・育児・介護などへの参加を促進するため、意識啓発の機会拡大や各種休暇制度の取得を推進します。

【具体的施策】

- ・イクボスによる組織のワーク・ライフ・バランスの推進
- ・全ての人働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「男女共同参画推進企業」への登録の推奨

*イクボスとは

部下の仕事と家庭の両立を応援し、自らもワーク・ライフ・バランスを実践する上司のこと。

*鳥取県男女共同参画推進企業とは

仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を知事が認定する制度。

(3) 企業等における女性活躍の推進

企業における管理的地位で活躍する女性割合が増えるよう、女性活躍に積極的に取り組む企業の拡大、参画が進んでいない業種での就業整備など企業に対して、働きかけを進めます。

また、町内でのモデルとなるよう、女性活躍推進の観点から、町においては能力・実績に基づいた女性職員の登用を進めるとともに、職員の仕事と生活の両立を図ります。

さらに、各種ハラスメントの防止など働きやすい職場づくりに向けて研修会や情報提供を行います。

【具体的施策】

- ・女性活躍に積極的に取り組む企業である「輝く女性活躍パワーアップ企業」への登録の推奨
- ・企業に向けた町の取組内容の情報発信

*輝く女性活躍パワーアップ企業とは

豊かで活力ある社会の実現のため、企業において女性活躍を推進し、人材育成や環境整備に取り組む企業を知事が認定する制度。

<数値目標>

項目	現状		目標	
「職場」において男女の地位が平等であると考える割合 (男女の同割合の差 5.1%)	25.6%	R3	40%以上	R8
町の管理的地位（係長級以上）に占める女性割合	43.6%	R3	40%以上	R8
仕事と生活の希望と現実における割合の差（全体）	-20.9%～ 26.7%	R3	±20% 以内	R8
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を知っている町民の割合	38.4%	R3	40%以上	R8

2 家庭における男女共同参画の推進

【この取り組みが関連するSDGsのゴール】



【現状と課題】

家庭は生活の基盤であり、家庭内の役割分担や男女共同参画の意識を持った人格形成のうえでも非常に重要な役割を担っています。

意識調査によると、家庭生活の面では「平等である」か「どちらかというとなり性のほうが優遇」という傾向に大きな変化はありません。家庭の仕事の分担状況は「家事」「子育て」「介護」は女性の割合が高くなっているのも同様です。

また、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために、「夫婦や家族間での会話など、コミュニケーションをよく図る」や「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」などが必要であると思われています。

さらに、子どもが急に病気になったときや残業などの急な予定変更に対応できる子育て支援、子どもを遊ばせる場や機会の充実、施設での介護サービスなどのニーズが高くなっています。

お互いを尊重し、固定的性別役割分担意識にとらわれず、自分でできることには取り組み、支え合う気持ちをもって役割分担を行うことが重要です。

*固定的性別役割分担意識とは

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

(1) 家事、育児、介護等をともに支え合う意識の啓発

家事、育児、介護等は誰もが経験する家庭での役割であり、多くの時間とエネルギーを必要とします。家族間で役割分担などを話し合い、個々の時間を大切にできるような協力体制が必要です。家庭において男女がともに職場や家庭の仕事の適正に評価・理解して、互いに助け合い家族がともに支え合う意識の啓発に努めます。

【具体的施策】

- ・家事、育児、介護等の役割分担や積極的な参画の推進
- ・家族が話し合う時間の充実に向けた意識啓発

(2) 家庭生活への参画促進

家庭生活を固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、男女ともに積極的に責任と参画の分担ができるよう、学習機会の提供や情報提供などの広報活動に取り組みます。

【具体的施策】

- ・固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発
- ・インターネット等を活用した情報や学習機会の提供

(3) 子育て・介護支援サービス等の充実

離職の原因や不安・悩みを抱えやすい子育て・介護期間中の家庭に対して、その負担を軽減するため、各種支援サービスの周知及び充実を図ります。

【具体的施策】

- ・子育てや介護サービス等の情報提供
- ・育児・介護休業取得を促進する企業等の取り組みの支援

<数値目標>

項目	現状		目標	
家庭の仕事の分担を全体的にみて、満足している割合	18.0%	R3	20%以上	R8
中学生までの子どもを持つ男性の育児・家事関連時間(2時間以上)	33.3%	R3	35%以上	R8
「家庭生活」において男女の地位が平等であると考える割合(男女の同割合の差 14.6%)	40.7%	R3	45%以上	R8

3 地域社会等における男女共同参画の推進

【この取り組みが関連する SDG s のゴール】



【現状と課題】

少子高齢化の進展により、地域活動を担う人材はますます少なくなっている中、地域に住む人々の意見や個性が男女問わず尊重され、お互いが協力し合いながらまちづくりを進めていくことが重要です。

意識調査では、男女の地位の平等感について、『男性のほうが優遇されている』と答えた割合は、「地域」が 54.6%、「政治行政」が 62.8%、「通念習慣」が 70.9%といずれも前回より増加しています。

また、政治や行政、自治会や町内会において、政策の企画や方針を決める場に女性の参画が少ない理由について、「家事、子育て、介護の負担が大きい」、「男性優位の組織運営のため」が前回と同様に高い割合となっています。また、新たに「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識のため」が高くなっており、特に女性において大きく増加しています。

地域における女性の活躍を推進するためにも、地域や組織などに根強く残る意識の解消に向けた取り組みや、政策・方針決定過程への女性の参画がしやすい家庭・地域づくりを促進していく必要があります。

(1) 地域活動や政策・方針決定過程への参画

地域社会活動については、これまで主に男性が役割を担ってきた傾向がありましたが、地域の人口や家族構成を考慮すると、性別に偏りのない活動参加がますます必要となっています。このため、各分野での活動において役職等への女性の積極的な登用により、方針決定過程への参加の拡大が求められます。

また、女性の参画意識を高めるとともに、参画を後押しするため、性別による役割分担意識の解消や家事・育児・介護等の分担を進めたり、支援・協力に取り組む必要があります。

【具体的施策】

- ・男女の地域社会活動への積極的な参加の促進
- ・習慣や慣行を見直し、誰もが政策・方針決定の場に参画しやすい環境

づくり

(2) 地域における普及啓発とリーダーの育成

地域社会の様々な問題を解決し、円滑に運営していくためには、地域の先頭に立って牽引役となるリーダーの育成が不可欠です。様々な制度や各種講座・研修会などの情報提供を図ることで男女共同参画に関する啓発を行い、性別を問わず各分野で個性と能力を十分に発揮できる仕組みづくりが必要です。

【具体的施策】

- ・男女共同参画に関する知識等の向上を目的とした多様な講座の開催による人材育成・意識啓発
- ・各種委員会等への幅広い女性登用促進

(3) 防災・災害対応時の対応力向上

大規模な自然災害に備え、避難所運営や被災者支援などの面にも男女共同参画の視点を取り入れた対応を想定しておく必要があります。性別などによるニーズの違いを踏まえたマニュアル作成時に、女性の視点を取り入れるなど防災分野への参画を促進します。

【具体的施策】

- ・男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画・各種マニュアルなどの整備
- ・男女共同参画の視点に立った避難体制の整備や避難所の環境整備の促進

<数値目標>

項目	現状		目標	
「地域」において男女の地位が平等であると考える割合 (男女の同割合の差 13.7%)	18.6%	R3	20%以上	R8
「社会通念・習慣」において男女の地位が平等であると考える割合 (男女の同割合の差 6.6%)	4.7%	R3	10%以上	R8
町の自治会長における女性の参画状況 (平均)	0.5%	R3	1%以上	R8
町の審議会等における女性委員割合 (平均)	33.8%	R3	40%以上	R8

4 教育の場における男女共同参画の推進

【この取り組みが関連する SDG s のゴール】



【現状と課題】

社会活動における様々な場面で感じる性差は依然として多く、意識や考え方を解消していく手段として自ら学ぶ場は大切な位置づけです。

平成 15 年に男女共同参画プランを初めて策定して以降、これまで継続して男女共同参画について学ぶ機会を提供してきました。その結果、徐々にではありますが男女共同参画に対する認知度も高まりつつあり、今回の意識調査では用語の認知度も一番高い割合となりました。

男女共同参画社会を形成していくためには、性別に関わりなく個性と能力が認められ、互いに高めあうことが重要です。生涯を通じた学習機会や情報の提供により知識を深めることによって、男女共同参画に対する理解も深まり、施策や方針決定の場への参画を後押しすることになります。

学校・家庭・地域・職場において、相互の連携を図り教育・学習の充実に取

り組むことによって社会全体の男女共同参画意識の成熟を推進することにつながります。

そのため、男女共同参画の視点に立った教育や学習を進め、住民の理解促進に取り組みます。

(1) 固定的性別役割分担意識の解消

職場や家庭、政治や行政の施策・方針決定の場、社会通念・習慣やしきたりなど、未だ多くの場面で意識に偏りが残っています。

家庭生活をとってみても、「家族との話し合いで」分担が決まったと答えている割合は少なく、分担に満足していないのが現実です。

それぞれの生活の中での希望やバランスをより良くするためにも、様々な学びを通じて固定的性別役割分担意識の解消に取り組みます。

【具体的施策】

- ・男性が参加しやすい講座等の開催
- ・女性が参画しやすい環境づくりの啓発
- ・幅広い層への男女共同参画に対する情報発信や社会全体の機運醸成

(2) 教育・学習の充実

ライフステージに応じて役割を円滑にこなすためにも、それぞれの段階における学習機会を活用し、理解を深めることが大切です。

特に、次世代を担う子ども達が学校で学んだり、学校・家庭・地域において幼少期から男女共同参画に関する活動に触れることにより、理解を促進することが期待できます。

また、性的マイノリティや各種ハラスメント、DVなどの多様な課題について、きめ細やかな対応の実施や教育の促進、採用などにおける差別が行われないうための人権に対する理解や啓発促進します。

*性的マイノリティとは

同性愛者、両性愛者や生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人々などのこと。

【具体的施策】

- ・様々な人権問題をテーマとした講演会や情報提供による意識啓発
- ・学校活動や国際交流、地域活動など多様な分野での理解促進

<数値目標>

項目	現状		目標	
「学校教育の場」において男女の地位が平等であると考える割合 (男女の同割合の差 14.3%)	66.3%	R3	70%以上	R8
男女共同参画社会の実現を目指して、取り組む必要があると思う割合	58.1%	R3	60%以上	R8
男女共同参画の理解を促進する講座等への参加者数 (平均)	73 人	R2	80 人以上	R7

5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【この取り組みが関連する SDG s のゴール】



【現状と課題】

暴力は犯罪行為であるとともに、重大な人権侵害です。

ドメスティック・バイオレンス (DV) やストーカー行為などのあらゆる暴力は、相手に恐怖や不安を与え、その人の個性や能力を奪い取るもので、決して許されるものではありません。

意識調査では、ドメスティック・バイオレンス (DV) やストーカー行為などの被害を受けたことがあると答えた方が前回に引き続きあり、相談体制の周知や支援を継続して進めていく必要があります。

また、男女間における暴力をなくすために、「被害者が早期に発見できるよう、身近な相談窓口を増やす」ことや「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」ことが必要であると前回調査と同様に回答した割合が高くなっており、DV 防止法を勧案しながら関係機関が連携して取り組みを推進していくことが必要です。

(1) 被害者に対する支援の推進

被害者に対する暴力は、繰り返し行われるとともにエスカレートしていくことが多く、生命を脅かす危険を伴うため、早期に発見し安全を確保する必要があります。このため、早い段階で相談やカウンセリングなどの対応ができる機関の所在や連絡先等の情報を広く周知する必要があります。

【具体的施策】

- ・相談窓口の周知及び相談しやすい環境の整備
- ・予防や早期発見等、安全確保を最優先にした対応の推進

(2) 地域・行政・関係機関の連携強化

暴力の早期発見や安全の確保には、地域・行政・関係機関の緊密な連携が必要です。地域の自治会や民生児童委員、各種団体との情報のやりとり、国や県、民間団体の相談体制や各種支援の把握、必要に応じて警察等との連携など社会全体で対応する必要があります。

【具体的施策】

- ・職員や地域住民等を対象とした研修の実施による資質向上
- ・地域、行政、関係機関とのネットワーク体制強化

(3) 暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることの啓発

すべての人が暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。学習機会の提供や町報、各種広報誌、パンフレットなどあらゆる広報媒体を活用して啓発を推進する必要があります。

【具体的施策】

- ・幅広い年代に対する学習機会の提供
- ・啓発資料の全戸配布

<数値目標>

項目	現状		目標	
過去5年間にドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがあると答えた人の割合(この1年の数値)	3.5% (1.2%)	R3	0%	R8
過去5年間にストーカー行為を受けたことがあると答えた人の割合(この1年の数値)	2.4% (1.2%)	R3	0%	R8

男女共同参画審議会委員名簿

No	氏 名	備考
1	小 林 玲 子	
2	清 水 真 由	
3	徳 田 めぐみ	
4	西 谷 早 苗	副会長
5	西 山 真 路	会 長
6	平 口 貴 一	
7	藤 原 信 子	
8	松 浦 廣 司	
9	吉 田 香 織	